

# 一般社団法人人的資本経営コンソーシアム定款

令和8年3月18日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人人的資本経営コンソーシアムと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、日本企業及び投資家等による、人的資本経営の実践に関する先進事例の共有、企業間協力に向けた議論、効果的な情報開示の検討等を通じて、日本企業における人的資本経営を实践と開示の両面から促進することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 人的資本経営の実践及び人的資本の開示等に係る事業
- (2) 国内外の人的資本に関する情報の収集・発信、普及・啓発
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 社員及び正会員

(社員及び会員の構成)

第5条 当法人は、社員及び正会員をもって構成する。

- ② 社員は、設立時社員のみとし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- ③ 正会員は、当法人の目的及び事業に賛同し、人的資本経営に取り組む法人又は、投資会社とする。

(入会)

第6条 前条第3項に基づき正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て正会員になることができる。

(会費)

- 第7条 正会員の会費（年額）は、本条第2項乃至第5項に定める種別に従い、正会員第1種は30,000円・第2種は100,000円・第3種は300,000円・第4種は500,000円とする。
- ② 正会員第1種は、当該法人の従業員数が200人未満の法人とする。
  - ③ 正会員第2種は、当該法人の従業員数が200人以上1,000人未満の法人とする。
  - ④ 正会員第3種は、当該法人の従業員数が1,000人以上10,000人未満の法人とする。
  - ⑤ 正会員第4種は、当該法人の従業員数が10,000人以上の法人とする。

(社員・会員名簿)

- 第8条 当法人は、社員及び正会員の氏名又は名称及び住所を記載した「社員・会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- ② 当法人の社員及び正会員に対する通知又は催告は、電磁的方法によるものとする。
  - ③ 前項の通知又は催告は、社員及び正会員の希望に応じて書面により「社員・会員名簿」に記載した住所又は社員及び正会員が当法人に通知した居所にあてて行うことができる。

(退社等)

- 第9条 社員及び正会員は、次に掲げる事由によって退社又は退会する。
- (1) 社員及び正会員本人の退社又は退会の申し出。ただし、退社又は退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社又は退会することができる。
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 総社員の同意
  - (4) 除名
- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- ③ 正会員の除名は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長が、当該会員に催告することなく直ちにすることができる。
- (1) 会員が規約第4条第2項に違反した場合又は違反している懸念が生じ会員として適当でないと判断される場合
  - (2) 当法人の目的又は活動の趣旨に反する行為をした場合
  - (3) その他会員として不適当と認められる重大な事由がある場合

(会員資格の喪失)

第10条 前条第3項の場合のほか、会長は、正会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合にはその会員資格を喪失させることができる。

- (1) 第7条の支払い義務を6か月以上履行しなかったとき
- (2) 所在不明となり、6か月以上にわたり連絡がとれないとき

### 第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事等

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第20条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(会長及び副会長)

第23条 当法人に、会長1名及び副会長若干名を置き、会長は代表理事が務め、副会長は理事の過半数の決定をもって選定する。

② 会長は、当法人を代表し、会務を統括する。

③ 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合にはその会務を代行することができる。ただし、本職の設置を必須としない。

(顧問)

第24条 当法人には、顧問を置くことができる。

② 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

③ 顧問の任期は、委嘱の都度会長が定めるものとする。ただし、任期中であってもやむを得ない事由がある場合には辞任することができる。

④ 第20条の規定は顧問の選任について準用する。

(報酬)

第25条 理事及び顧問は無報酬とする。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第28条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、一般法人法第239条第1項の規定に基づき国庫に帰属するものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第30条 会長又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第31条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第32条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第7章 附 則

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第33条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。  
主たる事務所の所在場所 東京都中央区銀座一丁目12番4号

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(氏名) 伊藤邦雄

(氏名) 安部和志

(氏名) 中畑英信

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊藤邦雄

設立時理事 安部和志

設立時理事 中畑英信

(設立時の代表理事)

第36条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 伊藤邦雄

(設立時の顧問)

第37条 当法人の設立時顧問は、次のとおりとする。

設立時顧問 今里和之

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、一般法人法及びその他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人人的資本経営コンソーシアムを設立のため、設立時社員伊藤邦雄外2名の定款作成代理人である司法書士法人青沼総合事務所（代表社員青沼光泰）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年3月18日

設立時社員	伊藤邦雄
設立時社員	安部和志
設立時社員	中畑英信

上記設立時社員3名の定款作成代理人  
東京都中央区京橋一丁目8番7号  
司法書士法人青沼総合事務所  
代表社員 青沼光泰